

担当課：高齢者地域包括ケア推進課
 直通：092-643-3275
 内線：3163、3156
 担当：(在宅医療に関すること)
 ^{モンチュウシヨ}
 若松、問註所、塩田
 (在宅介護に関すること)
 太田、川中

九州初!

福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センターを開設します

～利用者等からの暴力・ハラスメントから在宅の医療・介護現場で働く方を守る～

県の調査^{※1}では、在宅医療・介護サービスに従事する方の約4割が、利用者やその家族等^{※2}から身体的・精神的暴力やセクシャルハラスメントを受けたことがあり、このうち、約4割が「病気になった、休職した・退職した」ことが明らかになりました。

在宅医療・介護サービスを円滑で継続的に提供していくため、県では、6月7日(金)に九州初となる在宅医療・介護従事に従事する方やその管理者からの相談に応じる「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」を開設します。

相談は、ハラスメント対策に詳しい相談員が対応し、必要に応じて弁護士相談も可能です。相談は無料ですので、利用者等からの暴力・ハラスメントに困っている方は、ぜひご相談ください。

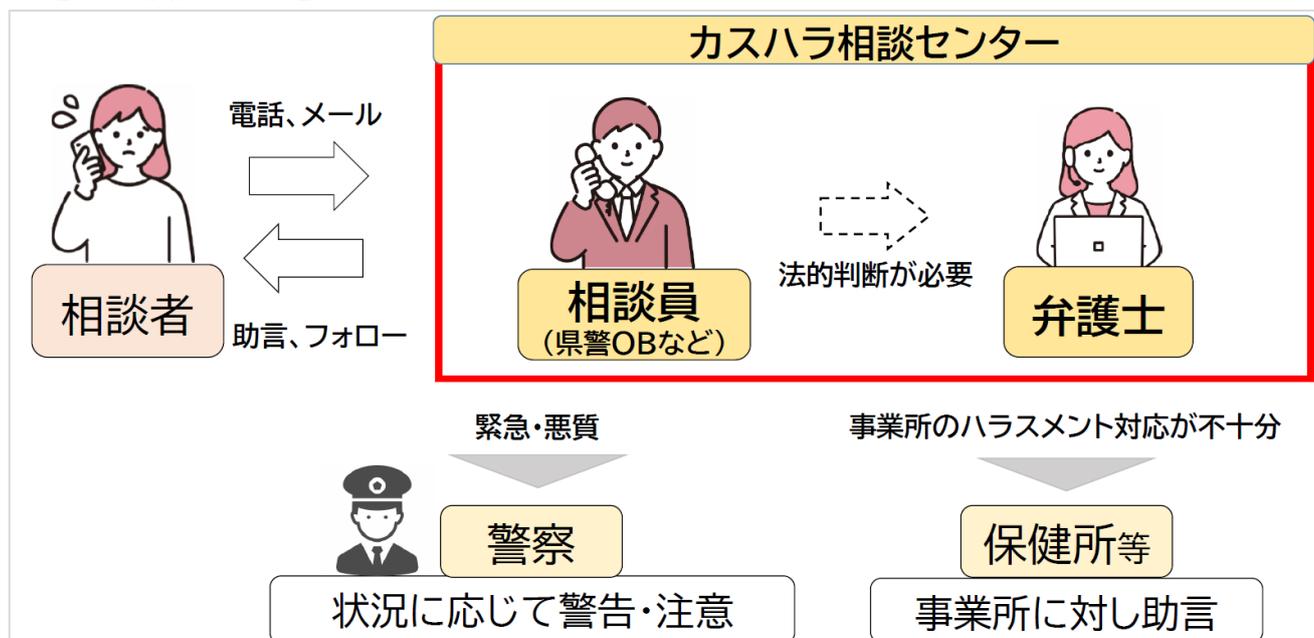
※1 「在宅の医療及び介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント実態調査」(令和5年3月～4月、福岡県)

※2 「利用者や家族等」の「等」は、家族に準じる同居の知人または近居の親族を意味します。

【福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センターの概要】

- | | | |
|------------|--|--|
| (1) 開設日時 | 月曜日～金曜日、9時～19時まで
※土日祝、年末年始(12/29～1/3)を除く | 専用フォーム QR
 |
| (2) 相談方法 | 電話相談：0120-111-309
メール相談：専用フォームから | |
| (3) 主な相談内容 | ・利用者や家族等から暴力・ハラスメントの被害を受けた際の対応方法
・ハラスメント予防策など | |
| (4) 相談対象者 | ①県内の在宅医療・介護事業所 [※] に従事する方(匿名可)(管理者含む)
②県内在住で県外の在宅医療・介護事業所に従事する方(管理者含む)
③県内行政機関の職員 | |
| (5) 相談対応者 | 警察官OBなどのハラスメント対策に詳しい相談員
※法的対応が必要と判断される内容については弁護士にも相談可能 | |
| (6) 費用 | 無料 | |

【主な相談の流れ】



※ 在宅医療・介護事業所とは、在宅医療を提供する医療機関、訪問看護事業所、在宅歯科医療を提供する歯科診療所、訪問薬局、栄養ケア・ステーション、訪問リハビリテーション事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所をいいます。

【その他の暴力・ハラスメント対策】

- 在宅医療・介護に従事する方とその管理者を対象とする研修会
暴力・ハラスメントに対応する知識やスキルを習得していただくための研修を実施
 - 安全確保対策費用への補助
訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信するための安全確保対策費用を補助
 - 複数名訪問費用への補助
利用者宅へ複数で訪問する場合の費用の補助
 - 県民への啓発
サービス利用者や家族等に対してサービスの適正利用を呼びかけるとともに、利用者向け相談窓口を周知するためのリーフレットを配布
今後在宅医療・介護に従事していただくこととなる方に対する取組の周知
- 詳細につきましては、決まり次第、県ホームページ等においてお知らせいたします。